

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋5階南西階段壁面において、雨水と思われる水の滴下(1滴/2秒、汚染無し)が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	碍洗防災設備起動変圧器(3SB)消火電動弁の開閉試験において、消火電動弁駆動時に過電流継電器動作(弁「開」及び「閉」動作時に継電器動作)が認められたため、当該電動弁の点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	中性子計装系起動領域モニター(チャンネル(D),(H))、平均出力領域モニター(チャンネル(F))、制御棒引抜監視装置(チャンネル(B))記録計において、記録用紙の詰まりによる欠測(3時間58分)が認められたため、当該記録用紙を点検・調整。なお、原子炉より全燃料取り出し済み。	対象外	